

まだら北海道太平洋の資源管理について


令和8年3月25日(水)


令和8管理年度TAC設定に関する意見交換会
(まだら北海道太平洋)

水産庁

まだら北海道太平洋の管理の課題に対する取組みについて

| 課題 | 課題に対する取組み |
|--|---|
| 資源評価 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 資源評価の精度向上に取り組む。 ◎ 令和7管理年度に引き続き、資源評価の精度向上に努める。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・漁獲シナリオ ・管理の対象範囲 ・管理期間 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 漁獲シナリオ、管理の対象範囲、管理期間をステップ2の期間に試行/検証の上、課題を把握し、必要に応じてこれらを定めた資源管理基本方針を見直す。 ◎ 資源管理基本方針の見直しに当たってはステークホルダー会合を開催し、上記の内容について議論する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県別漁獲可能量及び大臣管理区分の配分 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ R8管理年度もステップ2を継続することから、「試行水準」として設定することとする。 ◎ 都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、過去3か年(令和2年から令和4年まで)の毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出した数量を「試行目安数量」として提示する。 |
| 管理方法 <ul style="list-style-type: none"> ・留保枠の設定 ・留保枠からの追加配分 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ ステップ2の期間に試行/検証の上、課題を把握し、手法を確立させる。 ◎ 令和7管理年度に引き続き、これまでの漁獲実績を用いたシミュレーションを継続する。 |
| 予期せぬ加入量の変動又は他地域からの資源の加入が発生したと見なされる場合のTACの追加 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 資源管理方針には、漁獲の状況からみて、予期せぬ加入量の増加又は他地域からの資源の移入が発生したとみなされる場合、管理年度当初のTACに残漁期の推定漁獲量(各月の漁獲量を過去10年間の最大値と仮定した数量)を上限として追加すると規定。 ◎ 令和7管理年度においては、上記規定に基づき、TACを追加(24,100トン→27,100トン)。 |
| TAC報告 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 漁獲情報のワンスオンリーに向けたデータ利活用や収集体制を検討、体制構築を推進する。 ◎ 令和7管理年度に引き続き、TAC報告状況の確認・情報収集体制について、事務負担軽減に向け、都道府県や団体等の声を踏まえ、国のシステムの更なる改善に取り組む。 |

 スライド3、4枚目

 スライド5枚目

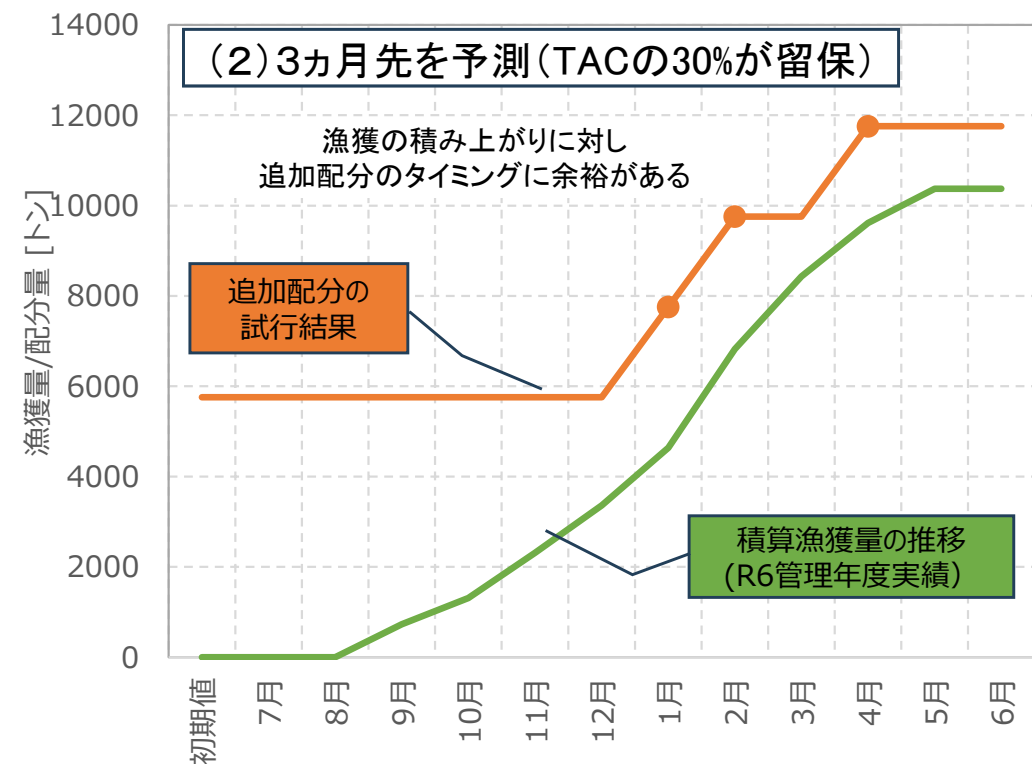
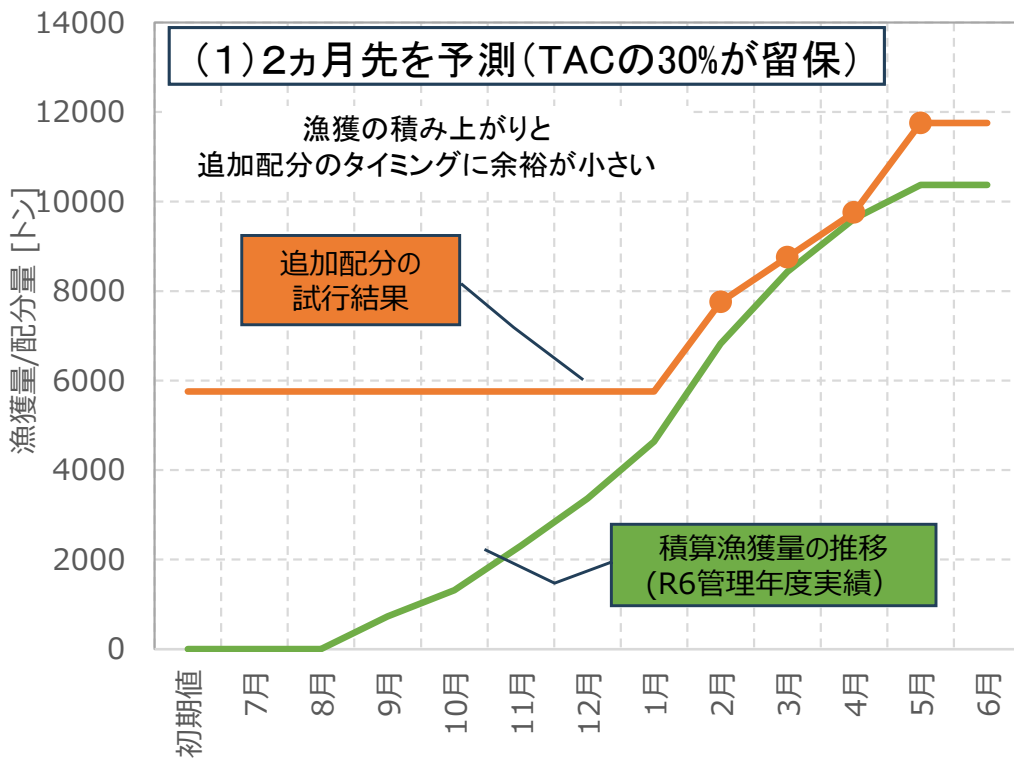
留保枠の設定／留保枠からの追加配分

- ステップ2の期間に試行/検証の上、課題を把握し、手法を確立させる。
- 留保枠からの追加配分は、資源管理基本方針に定めたルールに則して行うこととし、「行政庁の恣意性のない機械的な変更」として事前に水産政策審議会の了承を得て事後報告で対応することを検討する。

| 項目 | 検討事項 | (1) | (2) | (3) |
|------------|-----------|---------|---------|---------|
| 留保枠 | ①留保枠の設定値 | 留保枠無し | TACの30% | TACの50% |
| 留保枠からの追加配分 | ②漁獲量の予測期間 | 2ヵ月先を予測 | 3ヵ月先を予測 | — |
| | ③追加配分の頻度 | 毎月 | 隔月 | — |

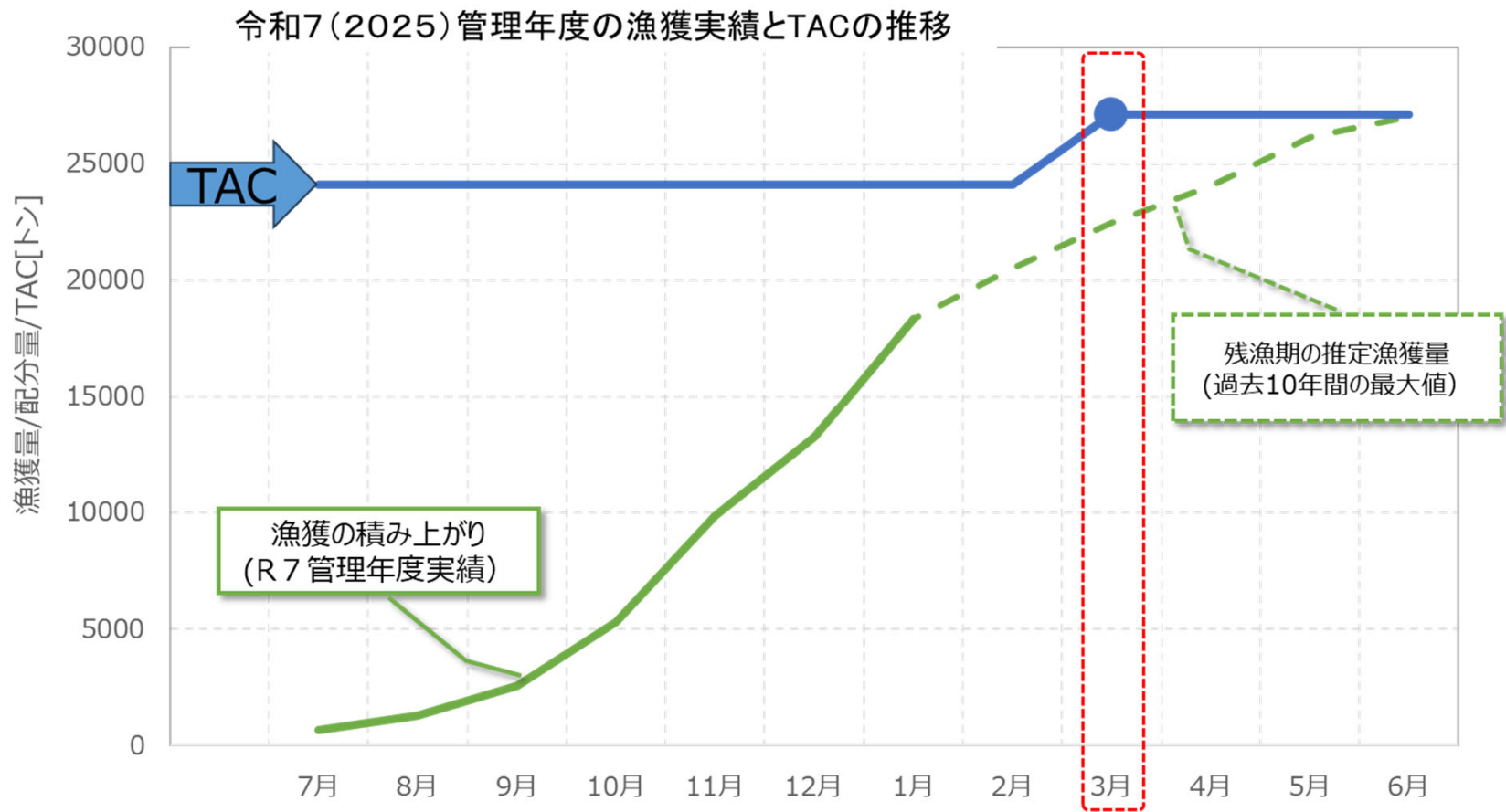
留保枠からの追加配分の試行

| 期間漁獲予測量の算出期間(案) | (1) 漁獲可能期間の開始日～基準日の属する月の前月 | (2) 基準日(当月) | (3) 基準日の属する翌月 | (3) 基準日の属する翌々月 |
|-----------------|----------------------------|-------------|---------------|----------------|
| (1): 2ヵ月先を予測 | 漁獲実績の合計 | 予測漁獲量 | 予測漁獲量 | - |
| (2): 3ヵ月先を予測 | 漁獲実績の合計 | 予測漁獲量 | 予測漁獲量 | 予測漁獲量 |



予期せぬ加入量の変動等が発生したと見なされる場合のTACの追加

- 本資源については、資源評価の精度及び資源の分布状況から起こり得る他海域からの資源の移入を考慮し、資源管理方針には、漁獲の状況からみて、予期せぬ加入量の増加又は他海域からの資源の移入が発生したとみなされる場合、管理年度当初のTACに残漁期の推定漁獲量（各月の漁獲量を過去10年間の最大値と仮定した数量）を上限として追加すると規定。
- 令和7管理年度の漁獲状況は、従来は漁獲が減少に転じていた1月において沿岸の漁獲量が近年の最大漁獲量を記録したことから、同規定に従いTACを残漁期の推定漁獲量を追加した数量に変更（24,100トン→27,100トン）

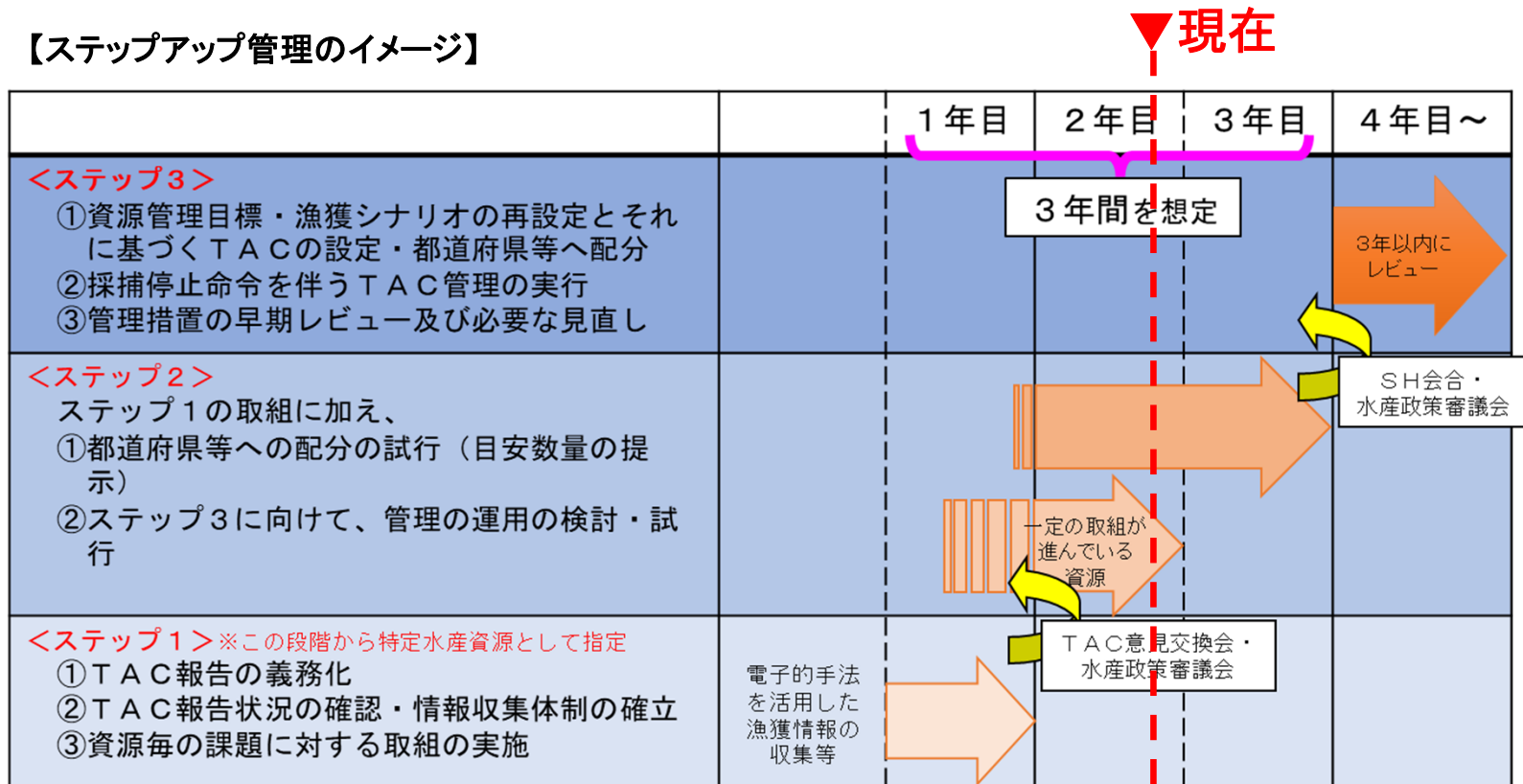


ステップ2からステップ3への移行

■資源管理基本方針本則第1の2の(5)の③

ステップ1及びステップ2での取組について十分な進展があった場合に、ステップ3の取組を開始することとする。このため、ステップ3の開始に先立ち、農林水産大臣は、ステップ1及びステップ2における取組結果や、漁獲可能量の管理の実施により収集された漁獲量等のデータに基づいて更新された資源評価結果を基に、資源の状況と併せて、資源管理の目標や漁獲シナリオ、漁獲可能量の配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について、その案を公表し、周知をした上で、本則第8の1(1)に定める資源管理の方針に関する検討会を開催し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設けるものとする。

【ステップアップ管理のイメージ】



今後の予定

| | |
|-------------------------------------|--|
| R8年 3月25日 | R8管理年度TAC意見交換会 <ul style="list-style-type: none">・ 令和7年度の資源評価を説明したのち、令和8管理年度のTAC及び配分の案について出席者と意見交換。・ ステップ1・2の間の検討課題について出席者と意見交換。 |
| R8年5月 | 水産政策審議会資源管理分科会 <ul style="list-style-type: none">・ 令和8(2026)管理年度のTAC及びその配分(案)の諮問 |
| ＜知事管理漁獲可能量設定に係る関係海区漁業調整委員会への諮問(各県)＞ | |
| R8年7月 | 令和8管理年度開始(ステップ2の2年目 ~ 令和9年6月末) <ul style="list-style-type: none">・ 大臣管理区分、各都道府県ごとに、ステップ2の管理を行う。 |
| R8年10月頃 | 令和8年度資源評価結果公表 |
| R8年 11月頃 | 第3回ステークホルダー会合 <ul style="list-style-type: none">・ ステップ2まで取組結果等を基に、資源管理の目標や漁獲シナリオ、配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について意見交換。 |
| | ⋮ |
| R9年7月 | 令和9管理年度開始(ステップ3) |

本日はココ

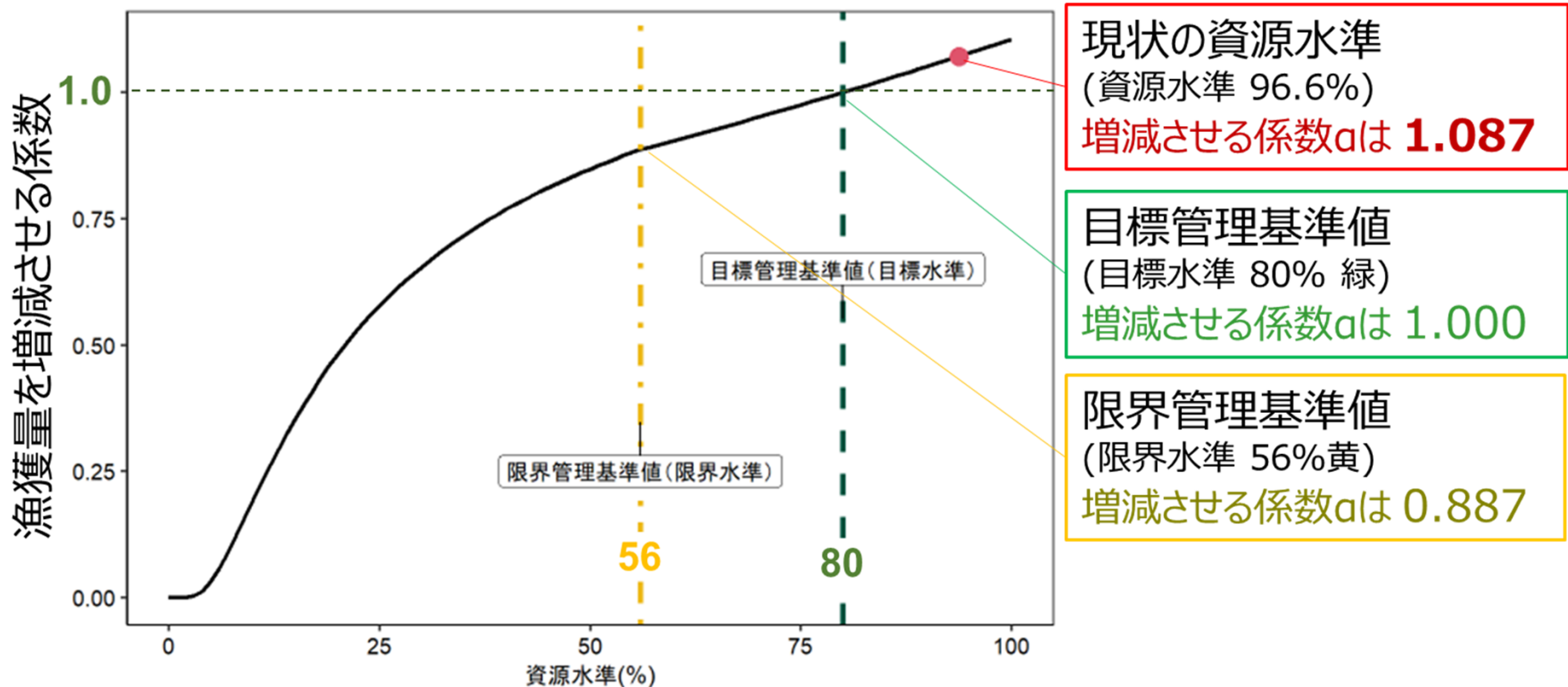
参考

資源管理の目標

| | 資源量指標値 | 説明 | 【参考】 漁獲量を増減させる係数 |
|--|--------|--|---------------------|
| 目標管理基準値 (MSYを実現するために維持又は回復させるべき目標となる資源水準の値) | 1.55 | 過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの80パーセントに相当する指標値 | 1.00 |
| 限界管理基準値 (下回ってはいけない資源水準の値) | 1.10 | 過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの56パーセントに相当する指標値 | 0.887 |
| 直近の資源水準の値 (2024年漁期) | 2.19 | | 1.087 |

漁獲シナリオ

- 直近の資源水準の値と限界管理基準値の大小を比較した結果、及び直近の資源水準の値と目標管理基準値の差に基づき、漁獲量を調整する係数を算出する。
- 資源水準の指標は、国が行うまだら北海道太平洋の資源評価で推定された資源量相対値を資源量指標値として用いる。現在の資源評価手法では資源量の予測ができないことから、直近5年の漁獲実績の平均値に上記の調整係数を乗じた値をABCとし、TACは当該値を越えない量とする。
- 令和8管理年度のTACの案は26,400トン。



試行目安数量

- ステップ2は、ステップ1の取組を継続しつつ、漁獲可能量による管理について、法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理漁獲可能量の試行的な配分等を行う段階とし、「試行水準」として設定することとする。
- この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、TACの全量に過去3か年(令和2年から令和4年まで)の毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出した数量を「試行目安数量」として提示する。
- 令和8管理年度の「試行目安数量」は下表のとおり。

| 管理区分 | 試行目安数量 (トン) | 参考シェア (%) |
|----------|----------------|--------------|
| 沖合底びき網漁業 | 9,084 | 34.41% |
| 北海道 | 15,349 | 58.14% |
| 青森県 | 1,967 | 7.45% |
| 留保 | 0 | 0.00% |
| 合計 | 26,400 | 100.0% |